

大津市重度障害老人等福祉助成費支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、重度障害老人、母子家庭及び父子家庭の児童を扶養する老人並びに重度精神障害老人に対し、保険医療機関に支払う一部負担金に相当する額（以下「福祉助成費」という。）を助成することにより、これらの者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱により、福祉助成費の支給を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条に定める者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者（第3号に該当する者を除く。）。ただし、本市の区域内に所在する障害者支援施設等（別表第1に定める施設をいう。以下同じ。）に入所したことにより、他の市町村から本市の区域内に住所を変更した者（別表第2に定める者を除く。）を除く。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表（以下「障害程度等級表」という。）の1級又は2級に該当するもの

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）において知的障害の程度が重度又は中度と判定された者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受け、障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下「政令」という。）第6条第3項に定める1級に該当する者

エ 身体障害者手帳の交付を受け、障害等級程度の3級に該当し、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、政令第6条第3項に定める2級に該当する者

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第52条第1項の規定により自立支援医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。以下「精神通院医療費」という。）の支給認定を受けている者で、精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、かつ、その障害の程度が政令第6条第3項に定める1級又は2級に該当

するもの

(3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子で大津市医療費助成条例（昭和48年条例第6号）第2条第1項第2号ア若しくはイに掲げる場合に該当するもの又は同項第3号に規定する父子家庭の父等に該当する者

2 前項第1号又は第2号に該当する者であっても、その者の前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前前年度の所得とする。以下同じ。）が国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第5条の4第2項に規定する額を超えるもの又はその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）若しくはその者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で、主としてその者の生計を維持するもの前年の所得が国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号。以下「措置令」という。）第52条の表第5条の4第2項の項下欄に規定する額を超えるものについては、助成対象者としなない。

3 第1項第3号に該当する者であっても、その者の前年の所得が措置令第46条第4項に規定する額に100,000円を加算した額を超えるもの又はその者の配偶者若しくはその者の扶養義務者で、主としてその者の生計を維持するもの前年の所得が措置令第52条の表第5条の4第2項の項下欄に規定する額を超えるものについては、助成対象者としなない。

（住所地特例）

第2条の2 前条の規定にかかわらず、他の市町村の区域内に所在する障害者支援施設等に入所したことにより本市から当該他の市町村の区域内に住所を変更した者で、その者が当該住所の変更をしなかったとしたならば、同条第1項第1号に該当し、同条の規定による福祉助成費の支給を受けることができることとなるもの（次に掲げる者を除く。）は、同号の対象者とみなす。継続して2以上の障害者支援施設等に入所している者の最初に入所した障害者支援施設等への入所前の住所が本市の区域内であった場合についても、同様とする。

(1) 別表第2に規定する者（同表第1項第2号に該当する者を除く。）

(2) 主として配偶者又は扶養義務者の収入によって生計を維持されている別表第2に規定する特例対象障害者であって、当該配偶者又は扶養義務者が滋賀県内の他の市町の区域内に住所を有するもの

（助成の範囲）

第3条 助成対象者の疾病又は負傷（第2条第1項第2号の助成対象者にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条第1項の規定により精神通院医療費が支給される医療に係るものに限る。）について、高齢者の医療の確保に関する法律第56条に規定する後期高齢者医療給付が行われた場合において、当該後期高齢者医療給付の額（助成対象者が同法第67条第1項の規定による一部負担金を支払わなければならない場合にあつては、当該後期高齢者医療給付の額から当該一部負担金に相当する額を控除した額）が当該医療に要する費用の額（同法第74条第2項に規定する食事療養標準負担額及び同法第75条第2項に規定する生活療養標準負担額を除く。）に満たないときは、当該助成対象者に対しその満たない額に相当する額を福祉助成費として助成する。ただし、当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたとき、又は附加給付が行われたときは、その額を控除するものとする。

2 前項の助成対象者について、助成対象者又はその配偶者若しくは扶養義務者で主として当該助成対象者の生計を維持するもののうちに、地方税法（昭和25年法律第266号）の規定による市町村民税を課せられている者がいる場合は、前項で算出した額から別表第3に定める金額（以下「自己負担金」という。）を控除した額を福祉助成費として助成する。

3 第1項の医療に要する費用の額は、高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

（助成の申請）

第4条 福祉助成費の支給を受けようとする者は、所定の申請書を市長に提出するものとする。

（助成券）

第5条 市長は、助成対象者から前条の規定による申請があつた場合には、福祉助成費の支給を受けることができる重度障害老人等福祉助成券（様式第1号及び様式第2号。以下「助成券」という。）を交付するものとする。

2 助成対象者は、福祉助成費の支給を受けようとする場合は、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号の保険医療機関若しくは保険薬局又は高齢者の医療の確保に関する法律第78条第1項の指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）において医療等を受ける際、助成券を提示しなければならない。

（助成の方法）

第6条 市長は、助成対象者が前条に定める手続に従い滋賀県内の保険医療機関等において第3条第1項の規定による医療等を受けた場合には、助成対象者に代わり、当該保険医療機関等に福祉助成費を支払うものとする。

(助成方法の特例)

第7条 福祉助成費の支給を受けようとする者が、前条に定める方法によりがたい場合は、所定の申請書を提出することにより助成を受けることができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第8条 この要綱による福祉助成費の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(支給金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により福祉助成費の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(精神通院医療費の支給に係る医療費とその他の医療費に係るこの要綱の適用関係)

第10条 第2条第1項第1号又は第3号の対象者で、かつ、同項第2号の対象者でもあるものについては、精神通院医療費の支給に係る医療費については同項第2号の対象者として、その他の医療費については同項第1号又は第3号の対象者として、この要綱の規定を適用する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和58年2月1日から施行する。

(志賀町の区域の編入に伴う経過措置)

2 志賀町の区域の編入の日前に同町の区域内に住所を有していた者が平成18年3月31日までの間に受けた医療に係る福祉助成費の助成については、この要綱の規定にかかわらず、志賀町重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱の例による。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年5月1日から施行し、平成5年5月診療分から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年10月1日から施行し、平成8年10月診療分から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年7月1日から施行し、同年7月診療分から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年8月1日から施行し、同年8月診療分から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に受けた医療に係る福祉助成費の助成については、改正後の大津市重度心身障害老人等福祉助成費支給要綱（以下「新要綱」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日の前日において改正前の大津市重度心身障害老人等福祉助成費支給要綱（以下「旧要綱」という。）第2条第1号ウの規定に該当する者で旧要綱第5条の規定より重度心身障害老人等福祉助成券の交付を受けているものは、平成14年4月から平成19年7月までの間に受けた医療については、新要綱の規定にかかわらず、なお従前の例により、福祉助成費の助成を受けるこ

とができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に受けた医療に係る福祉助成費の助成については、改正後の大津市重度心身障害老人等福祉助成費支給要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成16年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に受けた医療に係る福祉助成費の助成については、改正後の大津市重度心身障害老人等福祉助成費支給要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に受けた医療に係る福祉助成費の助成については、改正後の大津市重度心身障害老人等福祉助成費支給要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年4月診療分から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に発行した助成券については、当該助成券の有効期間が満了するまでの間は、なお使用することができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に受けた医療に係る福祉助成費の助成については、改正後の大津市重度心身障害老人等福祉助成費支給要綱（以下「新要綱」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 新要綱及び前項の規定は、施行日前に新要綱第2条第1項第1号に規定する障害者支援施設等に入所したことにより住所を変更した者についても、適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

2 改正前の大津市重度心身障害老人等福祉助成費支給要綱（次項において「旧要綱」という。）の様式による助成券は、当分の間、改正後の大津市重度心身障害老人等福祉助成費支給要綱の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧要綱の様式により調製した用紙は、この要綱の施行後においても当分の間、使用することができる。

附 則

1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に発行した助成券については、当該助成券の有効期間が満了するまでの間、なお使用することができる。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 改正前の大津市重度心身障害老人等福祉助成費支給要綱（次項において「旧要綱」という。）

の様式による助成券は、当分の間、改正後の大津市重度障害老人等福祉助成費支給要綱の様式によるものとみなす。

- 3 この要綱の施行の際現にある旧要綱の様式により調製した用紙は、この要綱の施行後においても当分の間、使用することができる。

別表第1（第2条関係）

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項に規定する療養介護を実施する施設
- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項に規定する障害者支援施設

別表第2（第2条、第2条の2関係）

- 1 特例対象障害者（第2条第1項第1号ア、ウ若しくはエに規定する者、更生相談所において知的障害の程度が重度と判定された者、障害程度等級表の3級に該当し、かつ、更生相談所において知的障害の程度が中度と判定された者又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が政令第6条第3項に規定する2級に該当し、かつ、更生相談所において知的障害の程度が中度と判定された者をいう。）であって、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 主として自らの収入によって生計を維持する者であって、前年の所得が措置令第52条の表第6条の4第1項下欄に規定する額を超えるもの
 - (2) 主として配偶者又は扶養義務者の収入によって生計を維持されている者であって、当該配偶者又は扶養義務者が本市又は滋賀県外の市町村の区域内に住所を有するもの。ただし、他の市町村からこの要綱の規定による福祉助成費と同様の助成を受けることができる者を除く。
- 2 更生相談所において知的障害の程度が中度と判定された者（障害程度等級表の3級に該当する者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が政令第6条第3項に規定する2級に該当する者を除く。）

別表第3（第3条関係）

自己負担金

区 分	金 額	備 考
入院	1日当たり 1,000円	自己負担金は、一の医療機関（同一の医療機関における歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれの診療ごとに別の医療機関とみなす。）ごとに、1か月につき14,000円を限度とする。
通院又は指定訪問看護	1診療報酬明細書又は 訪問看護療養費明細書 当たり 500円	(1) 1か月当たりの自己負担金が左の金額に満たないときは、当該金額とする。 (2) 調剤報酬明細には適用しない。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

(表)

滋賀県内のみ有効	
福 重度障害老人等福祉助成券	
福 祉 号 番 号	受給者 番 号
受 給 者	居 住 地
	氏 名
	生年 月日
有 効 期 間	年 月 日 か ら 年 月 日 ま で
発行機 関の長 及び印	滋賀県 大津市長
交 付 年月日	年 月 日
自 己 負 担 金	自己負担金が有の場合には大津市重度障害老人等福祉助成費支給要綱別表に定める自己負担金が必要です。 入院：1日当たり 1,000円 (月額14,000円限度) 通院：1診療報酬明細書当たり 500円 (ただし、調剤報酬明細書には適用しない。)

(裏)

注意事項

- 1 この券は、高齢者の医療の確保に関する法律等に定める医療を保険医療機関等で受けたとき、支払うべき一部負担金（高齢者の医療の確保に関する法律の規定の例による。）を公費負担されるための券ですから、大切に保持してください。
- 2 保険医療機関等で受診するときは、被保険者証等に必ずこの券を添えて提示してください。
- 3 この券の記載事項に変更が生じたときは、速やかに市長へ届け出るとともに、受診中の医療機関にも届け出てください。
- 4 この券を破損し、汚損し、又は亡失したときは、市長から再交付を受けてください。
- 5 市外に転出するなど、受給者（助成対象者）の資格がなくなったときは、この券を速やかに市長に返してください。ただし、有効期間が満了したときは、この券を処分することができます。
- 6 この券では、予防接種、健診、入院時の食事代の負担、文書料、交通費、容器代及び室料差額等の経費は、公費負担されません。
- 7 この券は、他人に譲り渡すことはできません。

様式第 2 号 (第 5 条関係)

(表)

滋賀県内のみ有効	
精老 精神科通院医療費助成券	
助成 番号	受給者 番号
受 給 者	居 住 地
	氏 名
	生年 月日
有 効 期 間	年 月 日 か ら 年 月 日 ま で
発行機 関の長 及び印	滋賀県 大津市長
交 付 年月日	年 月 日
法による精神科通院医療公費負担制度が適用される医療費の 自己負担相当分を助成します。	

(裏)

注意事項

- 1 この券は、高齢者の医療の確保に関する法律等に定める医療（精神障害の通院医療に限る。）を、精神障害者通院医療費公費負担の患者票が交付されている医療機関等で受けたとき、支払うべき一部負担金（高齢者の医療の確保に関する法律の規定の例による。）を公費負担されるための券ですから、大切に保持してください。
- 2 当該医療機関等で受診するときは、被保険者証等に必ずこの券を添えて提示してください。
- 3 この券の記載事項に変更が生じたときは、速やかに市長へ届け出るとともに、受診中の医療機関にも届け出てください。
- 4 この券を破損し、汚損し、又は亡失したときは、市長から再交付を受けてください。
- 5 市外に転出するなど、受給者（助成対象者）の資格がなくなったときは、この券を速やかに市長に返してください。ただし、有効期間が満了したときは、この券を処分することができます。
- 6 この券は、他人に譲り渡すことはできません。

精神科通院医療費助成番号

県事業	75	精神障害老人
市町事業	76	精神障害老人